

特定医療費（指定難病）

年 月分 自己負担上限額管理票

受 給 者	フリガナ							月額自己負担上限額
	氏名							円
	受給者番号1							
	受給者番号2							
	受給者番号3							

※本管理票は、自己負担の累積額が自己負担上限額に達した後も、引き続き「医療費総額(10割分)」については、50,000円を超えるまで証明を受けてください。

※特定医療費（指定難病）受給者証を複数お持ちの場合は、全ての疾患の受給者番号を記載してください。

下記のとおり、当月の自己負担上限額に達しました。

年 月 日 指定医療機関名

(記名)

日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の 累計額（月額）	徴収欄
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
備考					

【受給者の皆様へ】

- 1 この管理票は、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた方で、指定医療機関（薬局・訪問看護ステーション含む）を受診する場合、受給者証に記載の自己負担上限額を超える負担額が発生しないよう、管理・証明のために利用するものです。
- 2 この管理票は、受給者証と同時に交付します。
- 3 この管理票に指定医療機関が医療費の窓口負担額を記載し、受給者証で承認された治療における同一月内に自己負担額の負担状況を記録します。
- 4 指定医療機関で自己負担額を支払う際には、受給者証と一緒にこの管理票を必ず窓口に提出し、支払った自己負担額の証明を受けてください。
- 5 各月ごとの証明金額の合計額が自己負担上限額を超える場合、指定医療機関ではそれ以上の負担はありません。
- 6 紛失したり忘れたりして、この管理票を窓口に提出しなかったときは、その月に負担した自己負担額の合計額の管理ができないため、その日にかかった自己負担額を請求されることになりますので、注意してください。
- 7 記載欄が埋まったときや紛失したときは北海道のホームページ又は道（旭川市、函館市、小樽市に住所を有する場合、住所地を管轄する保健所）より、自己負担上限額管理票の再交付を受けてください。ただし、紛失したときはそれまでに支払った自己負担額の証明はできません。管理票は大切に保管してください。

【医療機関の方へのお願い】

- 1 自己負担上限額が設定されている方には、受給者証とともにこの管理票を交付しています。
- 2 自己負担上限額が設定されている方については、上限額の管理が必要なため、自己負担金を徴収した時は、この管理票に日付、指定医療機関名、医療費総額、自己負担額、自己負担の累積額（月額）の記載を行い、徴収欄に「徴収済」である旨を記載してください。

また、負担額を徴収することにより上限額を超える場合には、上限額に達するまでの金額を徴収し、上記の記載に加え、自己負担上限額に達した日付、指定医療機関名を記載してください。

なお、この管理票は、次の患者が申請する際の証明に使用するため、自己負担上限額に達した後も管理票の記載をしてください。

（1）高額な医療を継続する患者（軽症者特例）

月ごとの医療費総額が 33,330 円を超える月が年間 3 回以上ある場合

（2）高額な医療が長期的に継続する患者（高額かつ長期）

月ごとの医療費総額が 50,000 円を超える月が年間 6 回以上ある場合

- 3 指定医療機関以外では、受給者証は使用できませんので、この管理票の記載しないでください。

- 4 この管理票については、「54」で始まる公費負担者番号により医療費を支給される受給者のものです。